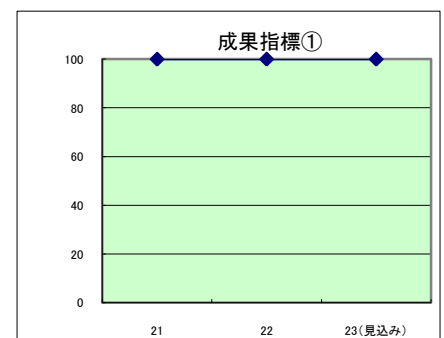
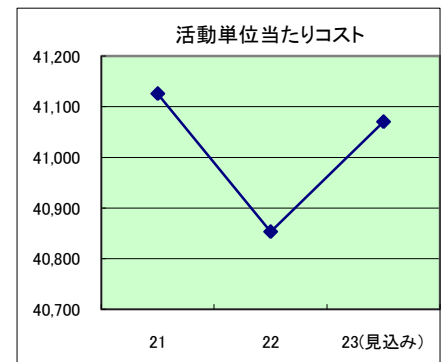


事務事業名	児童扶養手当事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち	款	3	民生費
	施策(節)	1	子育て支援	項	2	児童福祉費
	施策の方向	(1)	子育て家庭への支援の充実	目	4	児童扶養手当費
				事業	1	児童扶養手当
関連する計画等			作成部署	保健福祉部子育て支援課		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072-958-1111 内線 1223		
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の母・父等で、所得が一定未満の人。					
	意図(どういう状態にしたいのか) ひとり親家庭等の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健全な育成を図る。					
事業の内容	手当の額は、請求者等の前年の所得によって、一人目全部支給(月額41,720円)、一部支給(月額41,710円~9,850円)が決まる。二人目は月額5,000円。三人目以降は月額3,000円。支給月は、4月・8月・12月。					
根拠法令等	児童扶養手当法					
事業開始時期	☐ 昭和 14 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成 年度		
事業開始時からの状況変化	法改正により手当額の変更。平成22年8月から父子家庭にも受給対象者が拡大され、平成23年4月から障害基礎年金における子の加算運用が見直されたことにより、児童扶養手当受給か、子の加算受給か選択できるようになった。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		600,823	614,153	666,364
人件費【2】 (千円)		10,470	8,370	8,010
職員数	正規職員	1.30 人	1.05 人	1.00 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.30 人	0.30 人	0.30 人
	臨時職員	0.00 人	0.05 人	0.05 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		611,293	622,523	674,374
財源内訳	国費 (千円)	200,172	203,878	222,121
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	411,121	418,645	452,253
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 児童扶養手当受給者延人数	人	14,864	15,238	16,420
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		41,126 円	40,853 円	41,070 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		5,140 円	5,273 円	5,716 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	受給率	%	申請者の内受給資格のあるものに対する受給者の割合。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 受給者数÷申請者の内受給資格のある数×100			実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	児童扶養手当法に基づき事業を行う必要がある。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	児童扶養手当法に基づき行う事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	児童扶養手当の相談・申請・諸届の処理等、効率よく行っている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定に寄与している。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	制度の内容等をPRしている。	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	法に基づき適正に事務処理している。	
	受給者数÷申請者の内受給資格のある数×100	☒	☐	☐		
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐		

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	ひとり親家庭等の生活の安定に寄与し、成果があった。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 離婚届提出時、転入転出時等、市民課他関係課との連携を密にし、適正な支給を図る。平成23年4月から障害年金加算改善法の施行により、子の加算と児童扶養手当のどちらを受給するのか、申請者が選択することができるようになったため、その制度のPRもする。	
行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	